



「はやま気候非常事態宣言」 5つのアクション



2020年10月に国は2050年までに国の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す宣言をしました。2050年までに二酸化炭素排出量を減少させることは、パリ協定¹にもあり、世界規模での取り組みが求められています。2050年という先の目標ではあるものの、今から何を実行すべきか決断が迫られており、その一歩目として気候非常事態を宣言します。

本町は「はやま気候非常事態宣言」で示した5つのアクションを基に次の施策を行い、脱炭素社会の実現に向けて積極的に行動してまいります。

I アクション1：町民や事業者へ再生可能エネルギー²の利用や省エネルギーの推進について 周知・啓発をします。

気候非常事態に全町一丸となって取り組むため、地球温暖化の現状や身近に考えやすい情報などを共有します。併せて、新たなライフスタイルとして再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進などについて、広報紙やホームページ等を通じて一人ひとりの行動へ繋がるよう周知・啓発を行います。



該当する事業

■第四次総合計画基本施策 23 地球温暖化対策の推進

・地球温暖化対策事業（環境課）

町民・事業者へSDGsや県の環境行動宣言である「かながわエコ10トライ」などの周知・啓発を行い、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。

◆再生可能エネルギーシステム等設置補助金（太陽光・蓄電池・エネファーム）

◆電気自動車購入補助金

再生可能エネルギーシステムの設置や電気自動車を購入した町民に対し補助金を交付します。また、この補助金の周知・啓発をします。

・住宅リフォーム資金助成事業（産業振興課）

◆住宅リフォーム資金補助金

上記の再生可能エネルギーシステム以外の省エネ設備等の設置や、省エネ促進に資する修繕等のリフォームを行った町民に対し補助金を交付します。また、この補助金の周知・啓発をします。

¹ パリ協定・・・国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）（2015年）において採択された、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みのこと。

² 再生可能エネルギー・・・石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

II

アクション2：2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。

パリ協定では「2050年までに世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」とされています。また、国は2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言しました。

役場庁舎内の蛍光灯や町道の街路灯は既にLED化されており、エネルギー負荷の低減を図っていますが、更に公共施設の受給電力を二酸化炭素排出係数の少ない再生可能エネルギーに切り替える等の施策を通じ、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。



該当する事業

■第四次総合計画基本施策 23 地球温暖化対策の推進

- ・地球温暖化対策事業（環境課）
- ・浄化センター維持管理事業（下水道課）
- ・小学校施設管理事業及び中学校施設管理事業（教育総務課）
- ・庁舎維持管理事業（総務課）
- ・消防庁舎維持管理事業（消防総務課）

公共施設の使用電力の再生可能エネルギーへの切り替え、公用車のエコカー導入（ハイブリッド車、電気自動車等）、クールビズ・ウォームビズの実践、再生可能エネルギーシステム導入の検討などを通じて、温室効果ガスの排出量を削減し、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

■第四次総合計画基本施策 34 安全で快適な町道の確保

- ・街路灯設置管理事業（道路河川課）

町道街路灯（LED）を適正に維持管理することで、温室効果ガスの排出抑制に引き続き努めます。

III

アクション3：ゼロ・ウェイスト³社会の実現を目指し、4R⁴の徹底を図るなど、様々なごみの減量・資源化策を推進します。

本町は「ゼロ・ウェイストへの挑戦」を掲げ、循環型社会の形成に向けて取り組んでおり、町民の理解と協力、環境意識の高さから本町の資源化率は約50%と全国的に見ても非常に高い水準にあります。

今後も引き続きごみの資源化・減量化に努め、新たに燃やすごみの中から資源として活用できる生ごみの分別収集を実施し資源化を行なうことで、更なるごみの資源化・減量化をし、二酸化炭素の削減を目指します。



該当する事業

■第四次総合計画基本施策 22 循環型社会の形成

- ・ゼロ・ウェイスト推進事業（環境課）
- ・クリーンセンター再整備事業（クリーンセンター）
- ・ごみ収集事業（クリーンセンター）
- ・廃棄物資源化・処分事業（クリーンセンター）

本町はこれまでごみの資源化・減量化を目指し、徹底した生ごみ自家処理の推進、県内最多の25分別による徹底した分別収集、戸別収集・資源ステーション収集方式の導入など、様々な施策を実施してきました。

これまでの施策を引き継ぎながら、3Rから4Rへの周知・啓発やクリーンセンター再整備後に予定している生ごみ分別収集による資源化などを実施し、より一層のごみの資源化・減量化を目指します。

また、食品ロスは今や世界的な問題となっており、日本でも約612万t⁵もの食品ロスが発生していると推計されています。「3010運動⁶」や「フードドライブ⁷」等について、町民・事業者への周知・啓発をし、食品ロス削減に向けて取り組みます。

³ ゼロ・ウェイスト・・・ごみを焼却、埋立て処理をせず、資源の浪費や、有害物質や非再生可能資源の利用をやめて環境負荷を減らしながら、たい肥化などの物質回収や再生可能エネルギー利用、リサイクルによって、ごみをゼロにする考え方。本町は平成20年6月に「ゼロ・ウェイストへの挑戦」を発表しました。

⁴ 4R・・・リフューズ(Refuse：ごみになるものを持ち込まない、不必要なものは買わない、断る)、リデュース(Reduce：ごみの量を減らす、なるべく出さない生活をする)、リユース(Reuse：物を修理する、人に譲る、リユース商品を使用する)、リサイクル(Recycle：ごみと資源は分別して捨てる。リサイクル品を購入する)の4つの頭文字をとった総称のこと。

⁵ 612万t・・・環境省「食品ロスポータルサイト」より平成29年度推計値。

⁶ 3010運動・・・宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう、と呼びかけるものです。

⁷ フードドライブ・・・各家庭などで使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

IV

アクション4：プラごみゼロを目指す「はやまクリーンプログラム⁸」の取り組みを推進します。

SDGsの達成に向けた町独自の環境配慮の取り組み「はやまクリーンプログラム」を引き続き推進します。また、町民や事業者とパートナーシップを組むなど連携し、三位一体となってより一層のプラごみゼロへの取り組みを進めていきます。



該当する事業

■第四次総合計画基本施策 22 循環型社会の形成

- ・ゼロ・ウェイスト推進事業（環境課）

ごみの資源化・減量化のための町民ボランティア「ごみ減らし隊」との連携や民間企業・団体等とのパートナーシップを検討し、町全体でプラごみゼロを目指します。

■第四次総合計画基本施策 23 地球温暖化対策の推進

- ・「はやまクリーンプログラム」の推進（政策課）

職員のマイボトル・マイバックの利用徹底及び町民への周知を行います。また、町が主催するイベントは「ベストプラクティス⁹」を徹底し、町民・事業者・団体へ「ベストプラクティス」の協力依頼を行なうことで、町全体でプラごみゼロを目指します。

■第四次総合計画基本施策 44 人材育成・人材管理の充実

- ・職員研修事業（総務課）

SDGsの理解を深める研修を実施し、職員一人ひとりがSDGsを意識し施策を立案・実行できるような人材育成を目指します。

⁸ はやまクリーンプログラム・・・令和元年10月から取り組んでいる町独自の環境配慮の取り組みのこと。町民・事業者・行政が連携するとともに、県や近隣市と連携・協調を図りながら、プラごみゼロの実現ひいてはSDGsの目標達成を目指しています。

⁹ ベストプラクティス・・・はやまクリーンプログラムに基づく環境に配慮した取り組みのこと。



アクション5：海や里山などを守り、本町の豊かな自然環境を未来へ継承します。

本町は以前より豊かな自然環境を守る取り組みを率先して行ってまいりました。今後もその取り組みを継続しつつ、気候変動により大規模化する風水害に備え、町民の生活・環境を守り危険を未然に防ぐための取り組みを行っていくことで、豊かな自然環境を未来へ継承します。



該当する事業

■第四次総合計画基本施策 11 芸術・文化活動の振興と文化財の保護・活用

- ・葉山しおさい公園管理事業（生涯学習課）
- ・文化財啓発事業（生涯学習課）
- ・長柄桜山古墳群調査整備事業（生涯学習課）

国指定重要文化財である長柄桜山古墳群を始め、文化財・旧跡等を保全します。

■第四次総合計画基本施策 21 緑の保全

- ・緑の保全事業（環境課）
- ・鳥獣保護管理対策事業（環境課）
- ・環境保全対策事業（環境課）
- ・葉山の魅力創生・発信事業（政策課）

町有緑地の維持管理や特定外来生物の駆除、また、里山の環境づくり等を通じて、豊かな自然環境を保全します。

■第四次総合計画基本施策 24 公共下水道事業の推進

- ・公共下水道事業（下水道課）
- ・汚水処理施設維持管理事業（環境課）

市街化区域での公共下水道の整備・維持管理を行い、河川の水質向上に努めます。

■第四次総合計画基本施策 25 合併処理浄化槽の整備

- ・合併処理浄化槽補助事業（環境課）
- ・下水道投入施設維持管理事業（クリーンセンター）

市街化調整区域での合併処理浄化槽の普及促進に努め、河川の水質向上に努めます。

■第四次総合計画基本施策 27 災害に強いまちづくりの推進

- ・防災対策事業（防災安全課）

町民の命を守るため、風水害対策の強化に向けて県と連携を図り、自助・共助・公助による防災体制の整備に取り組みます。

■第四次総合計画基本施策 31 魅力ある公園の創出

- ・公園管理事業（都市計画課）
 - ・南郷上ノ山公園管理事業（生涯学習課）
- 町の公園環境を引き続き整備することで、緑や住環境の保全に努めます。

■第四次総合計画基本施策 32 水辺環境の整備促進

- ・河川維持補修事業（道路河川課）
- 自然環境や社会環境、景観や水質、親水等に配慮した川づくりを進めます。

■第四次総合計画基本施策 37 農業・水産業・商業の振興と連携の促進

- ・町民農園促進事業（産業振興課）
 - ・地場農産物振興対策事業（産業振興課）
 - ・畜産振興対策事業（産業振興課）
 - ・水産振興対策事業（産業振興課）
 - ・漁港管理事業（産業振興課）
 - ・漁業協同組合支援事業（産業振興課）
- 農業・畜産業・漁業を振興していくことで自然環境・里山の保全に努めます。